

[平成15年第 1回 2月定例会-03月04日-04号]

◆1番（松坂知恒議員） 連合同志会の松坂でございます。

議員提出第9号議案に、共同提案者として賛成の討論を行います。第8号議案には反対であります。議会での議案に対する採決は、起立採決あるいは記名投票とすべきと考えます。その理由を述べます。

第一に、間接制民主主義を具現化する議会として、各議員の意思は明確に有権者に示されないといけません。有権者に対して、私はこの議案に対し賛成であると明言しておきながら、その有権者に対して、その議案に反対票を投じるということは、有権者の負託にこたえたことにはなりません。間接民主主義の自殺であります。無記名投票での採決となると、このように有権者の意思が忠実に反映されない懸念が残ります。これが理由の第一であります。

第2点として、有権者の意思が忠実に議会に反映しないと、有権者から、市民に閉ざされた議会あるいは閉鎖された議会とのそしりを受け、有権者の議会不信は一層募り、地方政治の信頼が損なわれかねません。有権者の政治離れが加速され、今後行われる地方選挙の投票率がさらに低下していく心配があります。地方政治の危機であります。政治不信、議会不信をこれ以上招かないためにも、個々の議員の賛否が有権者に明確に示される起立採決あるいは記名投票によって決すべきであり、広島市民にとって開かれた広島市議会であるべきと考えます。

議論を聞いておりまして気づいた点をもう1点つけ加えます。

全国標準会議規則は昭和31年につくられました。その直後、全国の市町村議会は、その標準会議規則をもとにそれぞれの議会での会議規則をつくったと、そういう経過だと聞いております。つまり、31年に標準会議規則がつけられた。その直後に、広島市議会の会議規則がつけられたわけであります。その広島市議会会議規則、現行の会議規則は、先ほどから議論があるように、現行の会議規則は現行の標準会議規則とは異なっております。この理由は、記名投票にするか無記名投票にするかという判断をするときに、無記名投票をとるといふ標準会議規則は、これは議会の公開性、市民に開かれた議会に反するのではないかと、そういう理由が、当時の広島市議会の先輩議員の間であったと、私はそう考えたいと思います。

すなわち、昭和31年の段階において、既に我々の先輩の広島市議会議員は、やはり議会の透明性というのを求めるべきだと、このように考え、無記名投票を避けようという議員の意思を極力明らかにする、そうは言いつても、はっきり記名投票にすべきというところまでは踏み込んでいないわけではありますが、そうは言いつても、当時なりの良識を持って、この現行の広島市議会会議規則をつくったと、私はそう考えます。つまり、先達の良識、この良識というものを尊重すべきであると考えられるわけであります。

以上が、第9号議案に賛成、第8号議案に反対の理由であります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)